

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため
の関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 2 月 2 5 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(町田市障害者自立支援法の施行に関する条例の一部改正)

第1条 町田市障害者自立支援法の施行に関する条例(平成18年9月町田市条例第
39号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

町田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行
に関する条例

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支
援するための法律」に改める。

第2条(見出しを含む。)中「町田市障害程度区分認定審査会」を「町田市障害支
援区分認定審査会」に改める。

第3条第1項中「として、次に掲げる事業を」を「を、町田市規則(以下「規則」
という。)で定めるところにより」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項
第3号に規定する」を「法第77条第1項第6号に規定する日常生活用具の給付又
は貸与を行う」に改める。

第4条中「町田市規則」を「規則」に改める。

(町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改
正)

第2条 町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和
42年12月町田市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を
総合的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改
める。

(町田市授産センター条例の一部改正)

第3条 町田市授産センター条例(昭和56年3月町田市条例第7号)の一部を次の

ように改正する。

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 2 条第 1 号及び第 3 条第 1 項中「第 5 条第 1 5 項」を「第 5 条第 1 4 項」に改める。

(町田市大賀藕絲館^{ぐうし}条例の一部改正)

第 4 条 町田市大賀藕絲館条例(平成 2 年 3 月町田市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第 3 条中「第 5 条第 1 5 項」を「第 5 条第 1 4 項」に改める。

(町田市障がい者福祉センター条例の一部改正)

第 5 条 町田市障がい者福祉センター条例(平成 3 年 3 月町田市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(町田市通所療育施設条例の一部改正)

第 6 条 町田市通所療育施設条例(平成 9 年 3 月町田市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第 7 条 町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成 1 4 年 3 月町田市条例第 1 6 号)の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 項第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生

活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(町田市障がい者施策推進協議会条例の一部改正)

第8条 町田市障がい者施策推進協議会条例(平成22年10月町田市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第123号」の次に「。以下「支援法」という。」を加え、同条第2項中「障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第65条の10」を「支援法第89条の2第2項」に改める。

第9条 町田市障がい者施策推進協議会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第88条第8項」を「第88条第9項」に改め、同条第2項中「第89条の2第2項」を「第89条の3第2項」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第8条の規定 公布の日

(2) 第1条の規定(町田市障害者自立支援法の施行に関する条例第2条の改正規定を除く。)、第2条の規定(町田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2第2号の改正規定(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分を除く。))、第3条の規定(町田市授産センター条例第1条の改正規定に限る。)、第4条の規定(町田市大賀藕絲館条例第3条の改正規定を除く。)、第5条の規定、第6条の規定、第7条の規定(町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第12条第1項第2号の改正規定(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分を除く。))及び第9条の規定 平成25年4月1日

(3) 前 2 号に掲げる規定以外の規定 平成 2 6 年 4 月 1 日

2 第 8 条の規定による改正後の町田市障がい者施策推進協議会条例の規定は、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。

改正後	改正前
<p><u>町田市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>町田市障害支援区分認定審査会の委員の定数</u>)</p> <p>第 2 条 法第 15 条の規定により設置する<u>町田市障害支援区分認定審査会の委員の定数</u>は、25 人以内とする。</p> <p>(地域生活支援事業)</p> <p>第 3 条 市長は、法第 77 条に規定する<u>地域生活支援事業を、町田市規則(以下「規則」という。)</u>で定めるところにより行うものとする。</p> <p>2 法第 77 条第 1 項第 6 号に規定する日常生活用具の給付又は貸与を行う事業を利用する者は、当該事業による日常生活用具の給付又は貸与に係る費用のうち、市長が定める基準により算定した額を負担しなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p>第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、</p>	<p><u>町田市障害者自立支援法の施行に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>障害者自立支援法</u>(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>町田市障害程度区分認定審査会の委員の定数</u>)</p> <p>第 2 条 法第 15 条の規定により設置する<u>町田市障害程度区分認定審査会の委員の定数</u>は、25 人以内とする。</p> <p>(地域生活支援事業)</p> <p>第 3 条 市長は、法第 77 条に規定する<u>地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>相談支援事業</u></p> <p>(2) <u>成年後見制度利用支援事業</u></p> <p>(3) <u>コミュニケーション支援事業</u></p> <p>(4) <u>日常生活用具給付事業</u></p> <p>(5) <u>移動支援事業</u></p> <p>(6) <u>地域活動支援センター事業</u></p> <p>(7) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業</u></p> <p>2 <u>前項第 3 号に規定する事業を利用する者は、当該事業による日常生活用具の給付又は貸与に係る費用のうち、市長が定める基準により算定した額を負担しなければならない。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、</p>

町田市障害者自立支援法の施行に関する条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
<u>規則</u> で定める。	<u>町田市規則</u> で定める。

改正後	改正前
<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障がい補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障がい補償年金を支給すべき事由となった障がいであって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第 7 項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 略</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2 傷病補償年金又は障がい補償年金を受ける権利を有する者が、当該傷病補償年金又は障がい補償年金を支給すべき事由となった障がいであって規則で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して市長が定める金額を支給する。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法</u>(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第 7 項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 略</p>

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 障がい者に対し、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)に基づくサービスを提供することにより自立及び社会参加を促進し、並びに就職が困難な者に対し、就労の場を提供することにより生活の安定及び福祉の向上を図るため、町田市授産センター(以下「センター」という。)を町田市忠生三丁目 6 番地 22 に設置する。</p> <p>(施設)</p> <p>第 2 条 センターは、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1) 町田市美術工芸館 <u>法第 5 条第 14 項</u>に規定する就労継続支援を行う事業所(以下「美術工芸館」という。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(事業)</p> <p>第 3 条 美術工芸館は、<u>法第 5 条第 14 項</u>に規定する就労継続支援に関する事業を行う。</p> <p>2 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 障がい者に対し、<u>障害者自立支援法</u>(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)に基づくサービスを提供することにより自立及び社会参加を促進し、並びに就職が困難な者に対し、就労の場を提供することにより生活の安定及び福祉の向上を図るため、町田市授産センター(以下「センター」という。)を町田市忠生三丁目 6 番地 22 に設置する。</p> <p>(施設)</p> <p>第 2 条 センターは、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1) 町田市美術工芸館 <u>法第 5 条第 15 項</u>に規定する就労継続支援を行う事業所(以下「美術工芸館」という。)</p> <p>(2) 略</p> <p>(事業)</p> <p>第 3 条 美術工芸館は、<u>法第 5 条第 15 項</u>に規定する就労継続支援に関する事業を行う。</p> <p>2 略</p>

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 障がい者に対し、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)に基づくサービスを提供することにより、一般社会への参加の促進を図るため、町田市大賀藕絲館(以下「藕絲館」という。)を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第 3 条 藕絲館は、第 1 条に規定する目的を達成するため、<u>法第 5 条第 14 項</u>に規定する就労継続支援に関する事業を行う。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 障がい者に対し、<u>障害者自立支援法</u>(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)に基づくサービスを提供することにより、一般社会への参加の促進を図るため、町田市大賀藕絲館(以下「藕絲館」という。)を設置する。</p> <p>(事業)</p> <p>第 3 条 藕絲館は、第 1 条に規定する目的を達成するため、<u>法第 5 条第 15 項</u>に規定する就労継続支援に関する事業を行う。</p>

町田市障がい者福祉センター条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 障がい者に対し、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)に基づくサービスその他の福祉に関するサービスを提供することにより、社会参加と自立を助長し、障がい者福祉の増進を図るため、町田市障がい者福祉センター(以下「センター」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 障がい者に対し、<u>障害者自立支援法</u>(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)に基づくサービスその他の福祉に関するサービスを提供することにより、社会参加と自立を助長し、障がい者福祉の増進を図るため、町田市障がい者福祉センター(以下「センター」という。)を設置する。</p>

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 障がい者に対し、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)に基づくサービスを提供することにより、地域で豊かな生活を送ることができるように支援するため、町田市通所療育施設を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 障がい者に対し、<u>障害者自立支援法</u>(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)に基づくサービスを提供することにより、地域で豊かな生活を送ることができるように支援するため、町田市通所療育施設を設置する。</p>

改正後	改正前
<p>(介護補償)</p> <p>第 12 条 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障がいであって別表第 4 に定める障がいに該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第 7 項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第 12 条 介護補償は、傷病補償又は障害補償を受ける権利を有する学校医等が、当該傷病補償又は障害補償の補償の事由となった障がいであって別表第 4 に定める障がいに該当するものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合に、当該学校医等に対して、当該介護を受けている期間、次項に定める金額を支給して行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、その入院し、又は入所している期間については、介護補償は、行わない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法</u>(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 12 項に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所している場合(同条第 7 項に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>

町田市障がい者施策推進協議会条例新旧対照表
第 8 条による改正

__部分は改正部分

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。以下「支援法」という。)第 88 条第 8 項に規定する事項</p> <p>2 協議会は、<u>支援法第 89 条の 2 第 2 項</u>に規定する協議を行うものとする。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 8 項に規定する事項</p> <p>2 協議会は、<u>障害者自立支援法施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号)第 65 条の 10</u>に規定する協議を行うものとする。</p>

町田市障がい者施策推進協議会条例新旧対照表
第9条による改正

__部分は改正部分

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>(平成17年法律第123号。以下「支援法」という。)第88条第9項に規定する事項</p> <p>2 協議会は、<u>支援法第89条の3第2項</u>に規定する協議を行うものとする。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法</u>(平成17年法律第123号。以下「支援法」という。)第88条第8項に規定する事項</p> <p>2 協議会は、<u>支援法第89条の2第2項</u>に規定する協議を行うものとする。</p>